

平成28年3月7日

各 位

会社名 株式会社丸八ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 瀧口陽夫
(コード番号：3504 名証第二部)
問合せ先 経営企画室長 山八健二
(TEL 045-471-0808)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成28年3月7日開催の当社取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所への上場に伴う自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式処分の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,016,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成28年3月18日の取締役会で決定する。)ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (3) 処分価格
(募集価格) | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成28年3月30日に決定する) |
| (4) 払込期日 | 平成28年4月7日(木曜日) |
| (5) 募集方法 | 処分価格(募集価格)による一般募集とし、東海東京証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、SMB Cフレンド証券株式会社、むさし証券株式会社、東洋証券株式会社及び日本アジア証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受けさせる。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、処分価格(募集価格)と同時に決定する。 |
| (7) 払込取扱場所 | 株式会社りそな銀行 浜松支店 |
| (8) 申込期間 | 平成28年4月1日(金曜日)から
平成28年4月6日(水曜日)まで |
| (9) 申込株数単位 | 100株 |
| (10) 株式受渡期日 | 平成28年4月8日(金曜日) |
| (11) 前記各項を除くほか、本自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|---|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 642,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 静岡県浜松市中区
岡本 八大 | 381,800株 |
| | 静岡県浜松市中区
岡本 一八 | 260,200株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|---|--|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 165,800株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は需要状況を勘案した上で平成28年3月30日に決定される。） | |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 | 165,800株（上限） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 165,800株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 申 込 期 日 平成28年5月10日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成28年5月11日（水曜日）
- (5) 割 当 方 法 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (6) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (8) 払 込 取 扱 場 所 株式会社りそな銀行 浜松支店
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、自己株式の処分を打切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、本自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式		1,016,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	642,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	(※)165,800株

(2) 需要の申告期間 平成28年3月23日（水曜日）から
平成28年3月29日（火曜日）まで

(3) 価格決定日 平成28年3月30日（水曜日）
(処分価格（募集価格）及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成28年4月1日（金曜日）から
平成28年4月6日（水曜日）まで

(5) 払込期日 平成28年4月7日（木曜日）

(6) 株式受渡期日 平成28年4月8日（金曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、東海東京証券株式会社が当社株主である株式会社洋大（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年3月7日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,800株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

また、東海東京証券株式会社は、平成28年4月8日から平成28年5月6日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返却に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募及び第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	2,263,340株
公募による処分株式数	1,016,000株
第三者割当による処分株式数	165,800株 (※)
処分後の自己株式数	1,081,540株 (※)

(※) 上記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し東海東京証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分の手取概算額621,262千円に加え、本募集と同日付けをもって決議された第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限102,199千円と合わせた手取概算額合計上限723,461千円については以下のとおり、寝具・リビング用品事業の生産設備の購入並びに修繕に230,000千円、不動産賃貸事業の不動産投資に400,000千円、残額についてはクレジット債権にかかる長期運転資金として実施した借入金（平成28年1月末現在残高50億円）の返済の一部に充当する予定であります。具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（平成29年3月期）

・寝具・リビング用品事業	
羊毛敷きふとん製造機械修繕	10,000千円
軽量敷きふとん製造機械購入	10,000千円
ふとんクリーニング機械修繕	10,000千円
毛皮製品製造機械購入・修繕	200,000千円
・不動産賃貸事業	
賃貸マンション建設(福岡市博多区)	400,000千円

（注）有価証券届出書提出時における想定発行価格670円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。平成26年11月4日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、法令に別段の定めのある場合を除き剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

今後の利益配分の基本方針としては、株主への利益の還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応を行っていく所存であります。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に備え、お客様のニーズに応える体制を強化することを目的に、新製品・商品開発の他、生産設備の改修・増設等に投資してまいりたいと考えております。これにより、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記の基本方針に基づき、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

（4）過去の2決算期間の配当状況

	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	95.72円	87.78円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	30.00円 (—)	27.50円 (—)
実績連結配当性向	31.2%	31.3%
自己資本連結当期純利益率	3.3%	2.9%
連結純資産配当率	1.0%	0.9%

（注）1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、連結純資産配当率は配当総額を連結純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

3. 当社は、平成26年11月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

すが、平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり連結当期純利益・配当額を算定しております。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による自己株式の処分及び上記2. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である岡本八大、岡本一八及び貸株人である株式会社洋大並びに当社株主である株式会社静岡銀行、竹田和雄、株式会社りそな銀行、中原景三、横山久道、間瀬久吉、稲垣健一、伊藤恵理、岡本直子、岡本典之、岡本洋明、岡本由香、加藤真理、鎌田きぬ子、金原光宏、白井基晴、岡本千代蔵、海野修、見目裕志、瀬古正和、瀧口陽夫、田中丈太、西尾光弘、橋本孝一、日野原和夫は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年7月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年10月4日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年3月7日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。